



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	官庁統計データによる所得分配の分析:主として申告所得者の所得分配状況
Author(s)	山口, 忠利
Citation	経済學研究, 41(4), 45-56
Issue Date	1992-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31897
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(4)_P45-56.pdf



官庁統計データによる所得分配の分析

——主として申告所得者の所得分配状況——

山 口 忠 利

1. はじめに

本論の考察は、経済企画庁〔5〕1975年の「わが国の所得分配は、高度成長期においてその平等化を推進してきている。ジニ係数でみると日本のそれは、オーストラリア、カナダ、英国、そして米国よりも低くなっている。」という発表が契機になっている。ジニ係数は、その値が小さいほど、所得分配の不平等の度合いが低いとされている。経済企画庁の計算では、1960年頃まで0.3、1970年には0.25に低下したとしている。この数値は、1970年のオーストラリアが0.3571、カナダの0.3574、英国の0.3454(1967年)、米国の0.3772と比較しても分配の平等化が進んできたことをうかがわせる（各国の数値はいずれも推定値）。しかし発表の数値の基礎データは何か。源泉所得データ、申告所得データ（この場合農林漁業者、自営業者などが混在している）のすべてが含まれているのか、一部のデータなのか不明である。また例えば農水省の所得統計データと大蔵省公表の農林漁業者の所得統計データを比べると明かな違いがあることも周知のことである。

本論では、市販されている官庁統計データを利用して経済企画庁発表のジニ係数を試算した。試算にあたっては、以下のような仮説を設定しそれを検証することに努めた。

- (1) 不平等な所得分配が存在する
- (2) 不平等な所得分配の是正は税制度の整備が速効的效果がある

不平等な所得分配にたいして、経済学理論が用意する解答は、民主主義のルールを変化させることなしに、経済的効率と経済的公正性を確保することであるが、それは、

- (1) 生存権や機会均等が保証されること
- (2) 生産的貢献度に応じた報酬を受けること
- (3) 所得再配分のルールを手直しすることを骨子としている。

本論は、1980年、1982年、1988年の申告所得データを用いて、経済学理論が用意する上述の3点の検討を行う。利用したデータは、定期間隔になっていないが、83年から87年までのデータが、ジニ係数の推計値に顕著な変化を見ることが出来なかったからである。88年のデータには、バブル経済の影響が出ているように見える。

2. 経済的効率性と経済的公正性

2.1 経済的効率性

資本主義社会における経済的効率とは、市場経済の効率性を意味する。市場経済の効率性とは、静態的に定義すると次の2点を満足する必要がある。すなわち、

- 1) 静態的とは、熊谷〔3〕によれば「資本ストックを含めた生産資源の存在量を与えられたものとみなし、かつこれらの資源を生産に利用するにあたっての技術の状態をも与えられているものと想定する」ということであり、所与の資源と技術は、経済的効率性の「必要条件」と呼べよう。

- (1) 生産活動が生産性可能フロンティア上にあること(技術的効率性)(図表1)
- (2) 資源配分の基準(選考基準)が、社会構成員の欲求に合致したものであること(消費者主権の実現)

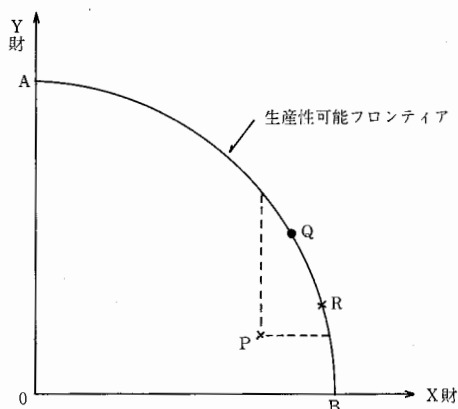
生産活動が生産性可能フロンティア上にあるという条件は、図表(1)が示すようにX財Y財の2財しか存在しない経済を考えたとき、曲線AB上の点として定義される。たとえば点Qは所与の資源と技術のもとで、生産可能なX財とY財が最大量の組み合わせを実現することを示している。したがって、生産性可能フロンティア内にある点Pは、市場経済の効率性が保証されているとはいわないのである。

第2番目の消費者主権が実現されることというのは、生産性可能フロンティア上の無数の点(図表ではA、Q、R、B)において究極的なXとY財の生産量の組み合わせが決まると定義される。すなわち、社会構成員が究極的により多くのX財を選好するならば、点RでのXとY財の生産量の組み合わせが決まるのである。これら2つの条件は、経済的効率性(静態的効率性)の「十分条件」である。所与の資源と技術は、静態的効率性の「必要条件」であることは言うまでもない²⁾。経済的効率性は、必要条件が満たされるならば、保証されるであろうか。答は否である。保証されるためには、さらに次の2点が前提とされねばならない。

- (1) 市場の普遍性が確保できていること。
- (2) 市場構造が実効競争的であること。

市場の普遍性とは財やサービスが、価格をパラメーターとして、市場を通じて需給が調整さ

図表1 経済的効率性



れることを意味する。また実効競争的であるとは、いわゆる市場(財、労働市場)が完全競争の状態にあり、管理価格が設定されない事や市場を私的に操作しえないことをいう。

ではこれら2つの経済的効率性を保証する条件は、現実の市場で確保されているかどうかを検討されねばならない。当然の事であるが、現象面のみとらえても、2つの条件は、確保されているとは言えない。なんとすれば、先ず「市場の普遍性」について見れば、第1に正または負の外部効果の存在がある。つまり外部効果に対する対価が支払われていないことである。例えば、負の外部効果を伴う「公害」(外部不経済という)は、社会構成員に大きなマイナスを与えるものであるが、「公害」が価格機構を通じて需給を決めていないために、「価格が形成されない」のである。価格が形成されないために、損害賠償が即座に支払われる仕組みが出来ないのである。いずれにしても、正や負の外部効果に対しては、市場の普遍性が確保されておらず、いわゆる「市場の欠落」が生じている。第2に、公共財の存在が、市場の普遍性の不成立を余儀なくさせている。公共財(例えば、消防、警察のサービス等)の利用については、特定個人を排除できない性質を有しているがゆえに、公共財の需給調整は市場を通じた価格機構によらないのである。次の条件、市場構造が実効競争的であるか否かは、

2) 静態的効率性の反語として動態的効率性がある。これは、図表1でいえば、生産性可能フロンティアが、原点0に向かって動いたり、あるいは北東方向に拡大していくことをいう。このような生産性可能フロンティアを動かす(動態的)要因は、資本の蓄積、それにとまう技術進歩である。シュンペーター[1]は、これをイノベーションと名付け、経済発展(生産性可能フロンティアの北東への拡大)の原動力と見なした。

先頃おこった('91年11月の食品包装用のラップフィルムメーカーの)カルテル価格や管理価格が現実に存在することから見ても否である。

現象的にみても、市場の欠落や不完全競争状態であることは明瞭である。したがって経済的効率性が、確保されているとは理論的に言えないのである。

2.2 経済的公正性

経済的公正性とは、所得分配の公正性を指す。所得分配の大きさは、新古典派理論によれば、市場経済機構のなかで各個人が果たす役割(生産的貢献度)に応じてその分配率が決定されるとする。これは、限界生産力説的解釈であるが、そこでは各個人が完全競争的な市場経済の条件のもとでは、その生産的貢献度に応じた分配が実現されるという期待がある。フリードマン[2]が指摘するように、各個人の生産的貢献度に応じた所得分配を、社会構成員(個人)の大多数が暗黙のうちに容認しているからこそ、市場経済全体の効率的な稼働性(Workability)が確保され、保証されているのである³⁾。つまり所得分配は、経済的効率性の枠組みでとらえられており、経済的効率性の確保が「生産的貢献度」に応じた「容認できる所得分配」を実現することになる。

では容認できる所得分配の公正性とは何か。公正性とは、社会構成員間での利害は一致するが、利益の分配については、互いに(平等、不平等という)利害が対立するとき(ロールズ[4]はこれを社会であると定義する)⁴⁾、これを除去するために合理的判断に基づいて、フェアな手続きで採択したルールであるとしよう。民主主義を基調とする資本主義社会では、このルールが確保されている。すなわち

- (1) 生活を営む権利の保証(生存権の保証)
- (2) 機会の均等

(3) 生産的貢献度に応じた報酬(分配)の確保である。これら3つのルールを公正性の支柱と考えたとき、第3番目のものは、市場が完全競争の状態でないとはいえ現実には確保されているように見える。例えば個人の能力に応じた賃金の支払は、その典型的なものといえよう。では、第1、第2番目が現実に保証されているかといえは否と答えざるをえない。なんとなれば、第1番目のものは、「必要に応じた分配」が実施されることを原則としており、手段的には所得の再配分(社会保障制度のような)がそれにあたるが、税制や老齢年金制度を見ても不十分であるといえよう。

また第2番目の機会均等の原則も、資産所有の分布が明らかに片寄って歪んでいる現状からは、この条件は必ずしも保証されてはいないのである。したがって、第3番目のものが社会構成員間で容認しうる所得分配の公正性に関する価値判断となっているといえよう。なんとなれば、貢献度に応じた分配が実施されているかぎり、社会的産出高に応じて個人間に分配の差異が生じても、これを容認することに異論はないと考えられ、さらにこれを公正な分配と考えることがフェアな手続きで採択したルールに合うからである。

公正性に関して、その分配が公正性を確保しているか否かは、その社会の価値判断に待つしかない。新古典派理論では、この点に関して巧みにかわし、価値判断を経済学に持ち込むことを妥当とせず、為政者の政策判断とした。しかしながら経済的効率性の定義の底流には、明らかに「純生産量を増加させることは社会的に望ましい」という価値命題が潜んでいる。最大多数の最大幸福という功利主義の考え方に経済学が立脚しているからに他ならぬ。それゆえ資源の最適配分の実現や市場の完全性が追求されているのである。そしてこの価値命題に合致するのが「生産的貢献度に応じた」所得の分配であり、これが「唯一の」公正性を判断する基準となることは、当然の論理的帰結である。しか

3) M. Friedman [2] p.196

4) J. Rawls [4] p.121

し公正性の確保が貢献度に応じた所得分配だけでよいかというところではない。すでに述べたように民主主義のルールでは、その価値命題として、「人権は平等である」若しくは「ありたい」を全面に掲げている。

ここに古くて新しい所得分配のあり方の問題が、存在するのである。この問題については、次節で展開するように統一的な方向、つまり政策科学的な方向での議論が少なく、その主流が、パレート最適を中心とした議論であることが重要であろう。

2.3 所得分配理論の再検討

経済学が功利主義思想に立脚していることは述べた。経済的効率性はそのことを明瞭に示している。所得分配に関しても全く同様であり、「他の人々に影響を及ぼさないかぎり、自分自身の善を最大にし⁶⁾、きわめて適切に行動するものである⁷⁾」がゆえに⁸⁾、貢献度に応じた分配が各々の個人にとっては公正性の基準となりうるのである。確かに生産性可能フロンティアが北東の方向に拡大していくことは、社会全体にとって好ましいことであり、それによってパイの大きさも拡大する。これはいわゆる総計の概念である。

一方拡大したパイを貢献度に応じて分配する考え方は、個人の公正性の概念であるが、社会全体からみても容認されている。つまりここにはパイを「どのように、誰に、どの程度」という価値判断が避けられているからである。この論理で展開したのが、パレート [1] であり「パレート最適」のもつ最も重要な点である。したがって、パレート最適は、生産性可能フロンティア上にある無数の点として定義され、単に「誰一人の満足をも減じることなく誰かの満足を増すような変化をその状態から見つけることが出来ない、ということを保証するにすぎない⁷⁾」

経済的効率性が達成された資源配分の最終状態を示すにすぎない。パレートがここにいたったのは、価値判断を入れた論理を展開するには、効用の可測性、効用の個人間比較という困難な問題を回避したからに他ならない。バーグソン＝サミュエルソンは、この点を考慮した社会的厚生関数を定義した。詳細なこの関数についての説明は拙稿 [2] に譲るが、理論としてはともかく（数理的にエレガントであるが）、「形式的で無内容」である⁹⁾。それは社会的厚生関数の型 ($W = f(u_1, u_2, \dots, u_n)$) や形状を決めることは、不可能であると断定せざるを得ないからである。

他方効用の個人間比較とその選好順位付けについては、アロー [1]、セン [5] [6] を始めとして展開されているが、理論的枠組みにとどまっており、貨幣所得の限界効用が社会構成員間で等しいとする理論仮説に組み込むと説得性が欠けてくる。それゆえ「全知全能で徳を備えた独裁者」による社会的な効用順位付けが待望され、民主主義のルールは無視せざるを得なくなってくる。

このように、現在の伝統的経済理論の枠内にとどまれば、「効率性」と「公正性」を民主主義のルールの中で両立させることは困難である。そこで私が提起したいのは、より政策科学的な観点からのアプローチである。政策科学的アプローチとは、経済政策の立場である。経済政策の目標は概ね、

- (1) 経済的進歩（経済成長）の確保
- (2) 完全雇用の達成
- (3) 資源配分の最適化
- (4) 所得分配における公正性の確保

である。(1)～(3)はすでに見たように「経済的効率性」の追求であるし、(4)は「経済的公正性」の追求である。民主主義のルールを認めて、私は効率性と公正性を両立するために次のような仮説の設定を試みた。

5) *Ibid.*, ロールズによれば「善は合理的な諸個人の諸利害によってすでに与えられている」p.122

6) *Ibid.*, p.121～122

7) Sen [5] p.15～16

8) 熊谷 [2] p.31

- (1) 生存権や機会均等が保証されることは社会的に公正性を増大させる。
- (2) 貢献度に応じた報酬を受けることは公正である。
- (3) 所得再分配のルールを手直しすることによって公正性は増大する。手直し必要の判断は、仮説 (1) による。

私はこの仮説を申告所得統計を利用し、主に公正性の現状を明らかにし、公正性を欠く状態(分配の不等性)があれば、それに対する政策的手段を考察する。

3. 所得分配の尺度

3.1 レンジ

レンジは、所得分配の不平等の程度を最も単純に表すことのできる尺度である。すなわち平均所得に対する最高所得と最低所得の差の比率として定義する。 μ を平均所得、各個人の所得を y_i ($i=1, \dots, n$) とすると、

$$\mu = \sum y_i / n \quad (i=1, \dots, n) \quad (1)$$

各人の所得の全体所得に占める割合を p_i ($i=1, \dots, n$) とすれば、

$$y_i = n\mu p_i \quad (i=1, \dots, n) \quad (2)$$

このときレンジ(R)は、次のように定義する。

$$R = (\max y_i - \min y_i) / \mu \quad (i=1, \dots, n) \quad (3)$$

(3) は、 y_i が各人とも完全に同じ(完全平等)であれば、 $R=0$ また i 番目の個人のみが全体の所得を占めていれば n となる。通常 R は $0 \leq R \leq n$ にある。したがって0に近いほど不平等の差が小さいということになる。いま'80年、'82年、'88年の申告所得の階級別分布表を使って R を計算してみよう。(図表(2)参照)

これらの分布表は、階級別に分類されているために、最低、最高の所得は、階級の平均所得($\bar{\mu}_j$)を用いる。

$$\bar{\mu}_j = Y_j / N_j \quad (j=1, \dots, m) \quad (4)$$

Y_j は j 番目の階級の総所得金額を表し、 N_j は j 番目の階級に属する申告所得者数を表す。'80年における最低所得($\min_j \bar{\mu}_j$)は、42.4万円であり、最高所得($\max_j \bar{\mu}_j$)は、7,920万円となる。また全階級の平均所得の平均(μ)は、

$$\mu = \sum \bar{\mu}_j / m \quad (j=1, \dots, m) \quad (5)$$

m は階級の数、利用した分布表では $m=14$ で表され、 μ は1,314万円となる。

$$R = (7,920 - 42.4) / 1,314 = 5.995$$

それぞれの年度について、 R の計算を行った結果は、図表3の通りである。これらの数値について、主観的な評価をすると「年々不平等な分配度が高まっている」程度の判断しか下せない。なんとなれば、レンジはデータの散らばり具合を表す統計量ではあるが、最高と最低の極端とも言える2つの数値の差で判断することになるからである。つまり、図表2の分布表でいえば、50万円以上5,000万円以下の中間の階級の所得分布を全く無視しているからである。したがって、レンジを所得分配の尺度として取り扱うのは問題がある。

3.2 相対平均偏差

最高、最低の所得の差をもって評価するのではなく、分布の全体を考慮して、不平等の程度を見るのが平均偏差である。平均偏差($M \cdot D$)は、次のように定義される。

$$M \cdot D = \sum_{i=1}^n |\mu - y_i| / n\mu \quad (i=1, \dots, n) \quad (6)$$

すなわち平均所得(μ)と各個人の所得(y_i)の差の絶対値を総計し、その値が総所得($n\mu$)に対してどのような割合になるかを見ようとするものである。図表2を利用して申告所得の $M \cdot D$ を見てみよう。 R の算出と同様にして、'80年度、'82、'88年度について計算する。ただし、 y_i の代

図表2 1980, 82, 88年申告所得階級分布表

所得階級	1980					
	所得者 (千人)	%	相対度数	所得金額(億円)	%	相対度数
50万円以下	129	2.171	2.171	547	0.241	0.241
70	233	3.921	6.092	1,432	0.632	0.874
100	490	8.246	14.339	4,224	1.865	2.738
150	1,020	17.166	31.505	12,905	0.057	2.795
200	941	15.836	47.341	16,495	7.282	10.077
300	1,137	19.135	66.476	27,920	12.326	22.403
400	596	10.030	76.506	20,671	9.126	31.529
500	357	6.008	82.514	15,987	7.058	38.586
700	376	6.328	88.842	22,138	9.773	48.359
1000	279	4.695	93.538	23,332	10.300	58.660
2000	260	4.376	97.913	35,613	15.722	74.381
3000	65	1.094	99.007	15,741	6.949	81.331
5000	41	0.690	99.697	15,258	6.736	88.066
5000万円超	18	0.303	100.000	14,256	6.294	94.360
合 計	5,942	100.000		226,519	94.360	

(注) 合計金額の%が100にならないのは、億円単位の数値でまとめて公表しており誤差が出ている。

所得階級	1982					
	所得者 (千人)	%	相対度数	所得金額(億円)	%	相対度数
50万円以下	127	1.930	1.930	520	0.201	0.201
70	244	3.707	5.637	1,470	0.569	0.771
100	520	7.900	13.537	4,430	1.716	2.487
150	1,095	16.636	30.173	13,620	0.053	2.540
200	1,051	15.968	46.141	18,200	7.050	9.590
300	1,270	19.295	65.436	32,010	12.400	21.990
400	662	10.058	75.494	22,390	8.674	30.664
500	398	6.047	81.541	17,290	6.698	37.362
700	433	6.579	88.119	25,040	9.700	47.062
1000	340	5.166	93.285	28,900	11.195	58.258
2000	300	4.558	97.843	40,430	15.662	73.920
3000	73	1.109	98.952	17,570	6.806	80.726
5000	47	0.714	99.666	17,550	6.799	87.525
5000万円超	22	0.334	100.000	18,720	7.252	94.777
合 計	6,582	100.000		258,140	94.777	

所得階級	1988					
	所得者 (千人)	%	相対度数	所得金額(億円)	%	相対度数
50万円以下	91	1.170	1.170	390	0.095	0.095
70	188	2.416	3.586	1,140	0.279	0.374
100	357	4.589	8.175	3,240	0.792	1.167
150	882	11.337	19.512	11,160	2.729	3.896
200	1,078	13.856	33.368	18,900	4.622	8.519
300	1,697	21.812	55.180	41,840	10.233	18.752
400	993	12.763	67.943	34,390	8.411	27.163
500	625	8.033	75.977	27,940	6.833	33.996
700	693	8.907	84.884	40,800	9.979	43.975
1000	466	5.990	90.874	38,700	9.465	53.440
2000	458	5.887	96.761	62,330	15.244	68.684
3000	111	1.427	98.188	26,990	6.601	75.286
5000	79	1.015	99.203	30,140	7.372	82.657
5000万円超	62	0.797	100.000	70,910	17.343	100.000
合 計	7,780	100.000		408,870	100.000	

図表3 レンジの計算

年 度	8 0	8 2	8 8
最低所得 (Min)	42.400	40.900	42.900
最高所得 (Max)	7,920.000	8,509.000	11,437.000
平均所得 (μ)	1,314.000	1,352.000	1,571.000
レンジ (R)	5.995	6.445	8.671

(注) 単位は万円 (ロータス123 2.2J利用)

わりに $\bar{\mu}_j = Y_j / N_j$ ($j=1, \dots, m$) をもちいる。
そうすると

$$M \cdot D = \sum_{j=1}^m |\mu - \bar{\mu}_j| / m\mu \quad (j=1, \dots, m) \quad (7)$$

となる。計算結果は次の通りである。

図表4 相対平均偏差の計算

年 度	8 0	8 2	8 8
平均所得 (μ)	1314	1352	1571
最高所得 ($n\mu$)	18396	18928	21994
絶対値の総和	20360	21183	25926
M・D	1.1067623396	1.119135672	1.1787760298

(注) 単位は万円 (ロータス123 2.2J利用)

$M \cdot D$ は、'80年が1.107、'88年が1.179と大きくなってきていることが分かる。所得分配が完全平等であれば、 $M \cdot D=0$ となることは当然である。またただ一人の個人に全所得が分配されるときは、 $M \cdot D=2(n-1)/n$ 、本論では $M \cdot D=2(m-1)/m$ で定義されるが、このとき'80年度では、1.857となる。したがって計算結果からみて、これらの値が年々に大きくなってきているということは、少数の所得階級への分配の比重が高まっていることを示しているといえる。具体的には、分布表'80年度のケースでは、1,000万円を越える所得者数が全体の6.5%にすぎないのに、所得金額では全体の35.7%を占めているからである。'88年度のケースでは、さらにこれが拡大され、1,000万円を越える所得者数が全体の9.1%にすぎないのに、所得金額では全体の46.6%を占めるようになった。しかし $M \cdot D$ は分配の尺度として決定的な難点がある。

それは、平均所得(事例では'80年度1,314万円、'82年度1,352万円、'88年度1,571万円)より以下の階級間の所得移転、あるいは平均所得以上の所得階級間でのそれは、この $M \cdot D$ の値に何等影響を及ぼさないのである。事例では、1,000万円以下の階級での相対的富者から相対的貧者への所得移転(逆の移転も同じ)、同様に1,000万円以上のそうした所得移転も $M \cdot D$ の値は不変となる。この意味では、 $M \cdot D$ は不平等性を示す尺度としては、不備であるといえよう。

3.3 分散

平均所得からの差を $M \cdot D$ 以上に強調しようとするのが分散である。平均所得からの差を2乗するためにその差が小さくても非常に強調される。そのため前述したような所得移転も分散を小さくする方向に働くので、不平等の程度が減少する。分散は周知のように次のように定義される。

$$V = \sum_{i=1}^n (\mu - y_i)^2 / n \quad (i=1, \dots, n) \quad (8)$$

前述と同様にして、事例に合わせて書き換えると、

$$V = \sum_{j=1}^n (\mu - \bar{\mu}_j)^2 / m \quad (j=1, \dots, m) \quad (9)$$

図表5に示すように、標準偏差に修正すると、'80年度、'82年度、'88年度のそれぞれの値は、

図表5 分散の計算

(単位:万円)

年 度	8 0	8 2	8 8
分 散	4,403,226.4	4,988,065.2	8,573,466.5
標準偏差	2,098.4	2,233.4	2,928.0

(注) 計算はロータス123 2.2Jを利用

2,098.4万円、2,233.4万円、2,928.0万円となり、年度を追う毎にバラツキが大きくなってきていることが分かる。このことは、所得格差が年度毎に拡大してきていることを意味する。

3.4 ジニ係数

ジニ係数 (G) は、ジニ [1] が提示した不平等性を表示するのに広く用いられているものである。通常はローレンツ曲線を利用してジニ係数は算出される。図表 6 は、図表 2 分布表をローレンツ曲線に直したものである。

完全平等分布線は、45度の対角線で示される。この45度線は、人口の比に所得の比が正比例することが、所得分配に関しては平等であることを意味している。つまり公正性が確保されている状態を表しているといつてよい。ジニ係数は、完全平等分布線下の三角形の面積に占めるローレンツ曲線と三角形との開きの部分の比率と定義される。したがって、ジニ係数が小さいほど不平等性は低いとされる。ジニ係数は「ちょうど相対平均差の半分」であるから⁹⁾、次のように定義される。

$$G = \Delta / 2\mu$$

$$\text{ただし、} \Delta = \frac{1}{n(n-1)} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j| \quad (10)$$

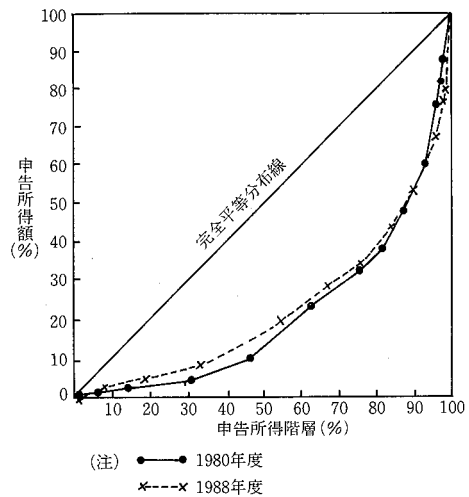
簡単にすると、

$$G = 1 - (1/n^2\mu) \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n \text{Min}(y_i, y_j) \\ = 1 + (1/n) - (2/n^2\mu) [y_1 + 2y_2 + \dots + ny_n]$$

ただし、 $y_1 \geq y_2 \geq \dots \geq y_n$ である。

各年度のジニ係数は、図表 7 の通りである。それぞれ、0.6869、0.6955、0.7256 となったが、申告所得者間には大きな所得格差（不平等性）があることを示し、その格差が年々拡大しているという結果になった。しかしこの結果とは対照的なジニ係数が、'75年に経済企画庁 [5] から発表されたデータがある。本稿の「はじめに」で述べたように、経済企画庁の発表では、'60年に比べて'70年には0.05ポイント低下しており、所得分配の平等度が進んで来ている。そしてそ

図表 6 年度別申告所得のローレンツ曲線



図表 7 ジニ係数

年 度	(6 0)	(7 0)	8 0	8 2	8 8
平均所得	—	—	1,314	1,352	1,571
ジニ係数	(0.3)	(0.25)	0.6869	0.6956	0.7257

(注 1) 平均所得：万円

(注 2) 60、70年度は経済企画庁の発表

の値も、0.25と私の試算値とは大きな隔たりを見せている。この大きな隔たりは、所得データの違いによるところが大きいと考えられるが、(私のジニ係数の算出には、申告所得者以外は含まれていない) 研究者が利用できる市販されているデータは、各監督官庁が公表している、いわゆる官庁統計データのみであり、特殊な場合を除き原データや公表されないデータを利用することは出来ない。したがって、現行の制度上個々人の所得データ(例えば源泉徴収所得者、農林漁業所得者など)は、「国税庁統計年報書」に見られるように、源泉徴収者の所得階級別の人員など発表されておらず、研究者の分析には耐えられない。こうした状況が存在する以上、経済企画庁の発表データとの差を説明することは、大変困難である。しかし、いずれにしても私のジニ係数の試算値は、異常値である。入手できた少ない情報の範囲内で説明するとすれば、

9) Sen op. cit., p.48

これは、相対的に低所得階級に属している人の多くが税務対策上過少の所得を申告しているのかどうか(例えば、'80年度においては、所得200万円以下の申告者の累計は全体の47.3%にも達している)、市販されている統計データの利用者にとって、それを知ることは困難である。

このようにジニ係数は、「所得格差についてのきわめて直接的な尺度である」という点で¹⁰⁾、これまであげてきた不平等を説明する尺度としては、説明力があるように考えられる。ただジニ係数の値をどう見て、どう評価し、経済的公正性の確保とその達成に活かすかが、政策科学の課題であると考ええる。

4. 仮説の検討と政策課題

4.1 仮説の検討

〔仮説1〕

生存権や機会均等の保証は、具体的には所得再分配の推進をいう。しかし社会保障の充実が公正性の増大、つまりジニ係数が小さくなるかどうか検討する必要がある。実際にジニ係数が小さくなれば、この〔仮説1〕にたいしては、民主主義のルールであるし、ロールズ流に表現すれば、「これは正義であり善である」に違いないから、「国民レベル」では、容認されうるに違いない。ただ問題であるのは、「どの所得者から社会保障のために税を徴収したら良いか」ということであり、これは政策決定者にその徴収手段とともに委ねなければならない。政策科学的考察は、所得移転の効果(公正性の増大)に注目すべきであろう。そうでなければ、理論的にはアロー〔1〕が提起したように選好順位付けの問題に直面することになる。

簡単化のために、'80年度のデータを利用して、平均所得(1,314万円)を越える所得階級から平均所得以下の階級への所得移転を考えてみる。非常に単純に平均所得が100万円以下の階級には

図表8 '80年度データによる申告所得再配分

j	再配分前		再配分後		
	階級別平均所得	ウェイト	移転所得	ウェイト	階級別平均所得
1	42.4	1	+200	5.717	242.4
2	61.5	1	+200	4.252	261.5
3	86.2	1	+200	3.320	286.2
4	126.5	1	+170	2.344	296.5
5	175.3	1	+170	1.970	345.3
6	245.6	1	+120	1.489	365.6
7	346.8	1	+100	1.288	446.8
8	447.8	1	+70	1.156	517.8
9	588.8	1	+20	1.034	608.8
10	836.3	1	+5	1.006	841.3
11	1,369.7	1	-15	0.989	1,354.7
12	2,421.7	1	-100	0.959	2,321.7
13	3,721.5	1	-310	0.917	3,411.5
14	7,620.0	1	-830	0.895	7,090.0
平均所得	1,314				1,314

(注1) 所得単位：万円

(注2) 階級平均所得＝階級所得／階級所得者数

200万円、100万円以上200万円以下には170万円、以下所得階級に応じて120万円、100万円、70万円、20万円、5万円が移転されると考える。一方平均所得以上の所得階級からは、それぞれ15万円、100万円、310万円、830万円を移転すると考える(その手段は問わない)。移転所得とそのウェイト、移転後の平均所得を示したものが図表8である。

ジニ係数を計算すると、再配分前の0.6869から0.5931になり、社会的に公正性は増大することになる。

〔仮説2〕

貢献度に応じた報酬を受け取ることは、公正であることに異論の余地はないだろう。しかし異論の余地を完全に消し去るには、次の条件を満たす限りにおいてであろう。すなわち

(1) 稼得所得のみで個人の所得が構成されること。

(2) 利子所得、配当所得、資産所得は、貢献

10) Ibid., p.48

度に応じた報酬に含めないこと。つまり財産所得のような、個人の存命中に得た所得のうち、消費しえなかった残存所得を他の個人が相続することによって発生する所得（利子、配当等）は含めない。

この2つの条件が、現実を満たされるかという否というべき他ない。そのために次の仮説を加えたのである。

〔仮説3〕

税制をかえることによって、公正性は増大すると考えたい。周知のように、所得税は、源泉所得税と申告所得税があり、個人に関わる直接税として相続税がある。利子所得や配当所得そして給与所得及び相続資産についての租税は、源泉所得であるから、おおよそ完全に徴収されていると考えてよいだろう。たとえ、累進課税率の大きさに再考の余地を残していてもである。やっかいなのは、申告所得である。所得再配分表である図表8で見ると、申告所得額のレンジは大変大きい。申告所得者には、営業所得者、農業所得者、その他の事業所得者、そしてその他（給与所得者、資産所得者、譲渡山林等所得者）が含まれる。例えば'80年度営業所得者の平均所得は、約211万円、農業のそれは約174万円、その他の事業所得者が約547万円、そしてその他が約482万円となっている¹¹⁾。また申告所得者でかつ源泉所得税の対象となった人の割合は、それぞれ概算で7.7%、10.4%、40.9%、70.7%である。これらをみると、営業、農業所得者の約90%以上が、「個人の自由裁量に任せた」申告された所得となっている。私が指摘したいのは、これらの所得者が申告した所得が、給与所得と同じ厳密さで算出されたかどうかである。

例えば、農業所得者の'78年度についてみると、国税庁の調査では、概算の年平均所得が162万円（4,376億円／270千人）であるのに対し、農水省の調査（標本調査）では、給与所得者との比較のために財産的収入約437万円を差し引いても、

645万円（平均1,082万円－437万円）となる¹²⁾。申告所得と標本調査による年収入との開きは、483万円である。どちらが真の所得に近いかな断定はできないが、所得の申告あるいは調査に対し、農業所得者の税に対する特別な意識が働いたのではないかと推測される。このように源泉所得者の所得と申告所得者のそれとは、税制度からいっても徴収基準（強制徴収と申告徴収）が違っている。徴収基準の手直し（一本化）が経済的公正性を増大させることは、〔仮説1〕と同様にいえる（申告所得者が〔仮説1〕に適う申告をすれば、ジニ係数はもっと小さくなるはずである）。いま一つの所得再配分のルールを手直しすることによって〔仮説1〕を実現するには、累進課税率の大きさの変更が最も速効性のある手段である。

例えば、1千万円以上2千万円以下の平均税率は、23.3%、3千万円以上5千万円以下が33.1%、5千万円以上が41%となっている¹³⁾。これらの平均税率をより累進的にすれば、これまた〔仮説1〕のように公正性を増大させうる。

4. 2 政策課題（あとがきに代えて）

本稿では、所得分配に関する公正性の問題に焦点を絞った。その公正性の確保（不平等の是正）は、経済政策の重要な柱の一つであり、民主主義ルールを遵守する立場（功利主義を善とすれば）からも追求されねばならない。

貢献度による報酬の確保と生存権と機会均等の確保が、公正性の増大につながることは論じてきたとおりである。社会構成員は、経済的弱者と強者から成っている。最大多数の最大幸福を是とするならば、強者から弱者への所得移転は、これを善としなければならない。所得の格差を生み出す第1のものは、「資産分布の不平等」にある。第2に、資産用役価格の不均等が存在することによる¹⁴⁾。しかしこれらは、民主主義ルー

11) 国税庁 [6] より試算

12) 農林水産省 [7] より算出

13) 国税庁 opcit.,

14) 資産分布の不均等、資産用役価格の不均等について

ルの大幅な変更と個人能力に全く差がなく用役価格は何人も同じという条件を容認せねば、解消しえないのである。

そこで私が公正性の増大のために提起したいのは、次のことである。

- (1) 資産分布、資産用役価格の不均等の存在は、容認する代わりに、所得分配「結果の補正」(例えば課税による再配分)を強める。内田[1]によれば、1970年の「所得税及び社会保険による再分配効果を併せて考えると、ジニー係数の低下は0.04～0.05に達する」¹⁵⁾。
- (2) 再分配効果を高めるために所得保証やマイナス所得税構想を導入する。これは、課税所得に到達しない所得階級への生存権、機会均等の確保である。
- (3) しかし、生存権、機会均等のみの評価による再配分の実施は「“貧困の平等”が生ずることは必至であろう」から¹⁶⁾、経済的効率性の増大の要因である「貢献度に応じた報酬」を受ける権利は、常に確保されるべきであろう。

最後に、経済的効率性と公正性は、両者とも不可欠であり、どちらか一方でも欠けたら民主主義のルールが崩れる。政策担当者は、この両者にどのようなウェイトをつけるかが課題である。ウェイトをつけるには、所得の実態が正確に把握されることが極めて重要である。この意味では、現行の所得に関する公表された官庁統計は、不備としかいいようがない¹⁷⁾。特に、前述したように国税庁と農水省が公表した農業所得者のデータが、大きく異なっているなど、縦割り行政の弊害もその一因とみるべきであろう。いずれにしても「どの程度、どの階級が不平等

である」という事実の上にたつ政策が実施されねばならない。そのためにも所得統計データの早急な整備が望まれる。

参考文献

(1) 邦文文献

《論文》

- 1) 山口忠利「社会システムの評価に関する一考察」産業能率短大『紀要』第13号(1976年)
- 2) 山口忠利「分配に関する社会的厚生関数の諸問題」産業能率短大『紀要』第15号(1979年)

《著書・編著》

- 1) 内田忠夫『現代市場経済と社会的公正、国際シンポジウム、“社会的公正と市場経済”』、1975年
- 2) 熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、1964年
- 3) 熊谷尚夫『経済政策の目標』日本経済新聞社、1972年
- 4) 大蔵省主税局『財政統計』1981年、1982年、1988年
- 5) 経済企画庁『所得分配に関する研究会報告』1975年
- 6) 国税庁長官官房企画課『国税庁統計年報』1981年、1982年、1988年
- 7) 農林水産省経済局統計情報部経済統計課『農家経済調査報告』1980年、1982年、1988年

(2) 英文文献

《著書・編著》

- 1) Arrow, Kenneth, J., *Social Choice and Individual Values* 2nd edit., Yale University Press, 1963
- 2) Friedman, M., *Price Theory*, 1962
- 3) Kakwani, Nanak, C., *Income Inequality And Poverty*, Oxford University Press, 1980
- 4) Rawls, J., *Distributive Justice, Philosophy, Politics, and Society*, 3rd Series, ed. by Peter Laslett and W.G. Runciman, Oxford, Basil Blackwell, 1967(田中成明 編訳『公正

は拙稿 [2] p. 57～58を参照されたい。

15) 内田 [1] p. 9

16) 熊谷 [2] p. 304～305

17) 内田 [1] も同じ指摘をしている。入手し得るデータで計算した私のジニー係数と経済企画庁が公表した値を比較すれば一目瞭然であろう。

としての正義』木鐸社, 1979

- 5) Sen, A., *On Economic Inequality*, Oxford University Press, 1973 (杉山武彦 訳『不平等の経済理論』日本経済新聞社, 1977)

- 6) Sen, A., *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford, Basil Blackwell, 1982

(3) 伊文文献

- 1) Gini, C., *Variabilita e mutabilita*, Bologna, 1912

(4) 仏文文献

- 1) Pareto, V., *Cours d Economie Politique*, Vol. II, Lausanne, 1897

(5) 独文文献

- 1) Schumpeter, Joseph. A., *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 1926